

[集合バルクサービス契約約款]

株式会社テレビ津山（以下「甲」といいます。）と本件サービスを受ける者（以下「乙」といいます。）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます。）には、次の条項から成るこの約款（以下「本約款」といいます。）を適用するものとします。

第1条（加入契約の目的）

加入契約は、乙が所有もしくは管理する集合住宅（以下、総じて「集合住宅」といいます。）のテレビ共聴施設と甲が所有する有線テレビジョン放送施設及び電気通信回線設備とを接続する方式又は専用ケーブル配信方式（露出配線方式）を用い、本約款に基づき、乙が、集合住宅全戸の入居者に対して、甲の放送サービス利用料を一括して負担することにより、提供することを目的とします。

2. 本約款に定めなき事項については、甲が別に定める集合一括サービス契約約款、別紙料金表の規定が適用されるものとします。

第2条（加入契約の成立）

加入契約は、契約希望者が予め本約款を承諾し、甲の指定する申込書に所要事項を記入捺印のうえ、甲に申込み、甲がこれを承諾したときに成立します。

第3条（設障の設置、費用負担、所有区分）

甲は、集合住宅全戸に対し、甲の放送サービスを提供可能とすべく、必要な設備の設置及び改修工事（以下「集合改修設備工事」といい、この対象設備を「集合改修設備」といいます。）を実施します。但し、乙は、集合住宅の設備構造によっては、これらのサービスのうち、一部が提供できない場合があることを予め了承するものとします。

2. 甲の所有施設は、放送センターからV-ONUを経由して集合改修設備まで（以下「甲所有施設」といいます。）とします。乙の所有施設は、集合住宅内の壁内テレビケーブルおよび集合改修設備以外のテレビ共聴設備（以下「乙所有施設」といいます。）とします。なお、集合改修設備は、申込書記載の設備機器のうち、印を記したものとします。

3. 集合改修設備工事において、乙の自己都合による甲所有施設の変更等に伴う費用は、乙の負担とします。

4. 入居者の希望によるセットトップボックス(STB)、インターネット端末接続装置（以下「STB等」といいます。）の追加工事及び撤去等の費用については、当該入居者の負担とします。

第4条（工事の完了確認）

甲は、集合改修設備工事が完了した場合には、その旨を書面をもって速やかに乙に通知し、乙は、集合改修設備工事を検査し、完了確認を行うものとします。但し、入居者都合により

入室困難な場合でテレビ端子等の設置が出来ない場合には、乙は、これを承認し、集合改修設備工事の完了確認を行うものとします。

第5条（施設の利用）

乙は、加入契約の有効期間中、甲所有施設及び乙所有施設を甲の放送サービスの利用目的以外には使用できません。

第6条（提供サービス）

甲は、乙と加入契約を締結することにより、集合住宅の全戸に別紙記載の甲の光テレビサービスを提供します。但し、乙は、甲のサービスは変更されることがあることを予め了承するものとします。

2. 乙は、前項に規定する甲のサービスの対価として、甲に、次項に定める集合住宅全戸分の月額利用料を、申込書記載の課金開始日の当月より支払うものとします。なお、NHK受信料は、この月額利用料に含みません。

3. 月額利用料は申込書記載の金額とします。

4. 前項に定める月額利用料は、当月分の利用料を当月23日（金融機関が休日の場合は、翌営業日）に乙指定の口座から自動振替もしくは振込にて甲に支払うものとします。

5. 入居者が第1項に定める甲のサービス以外のサービスの利用を希望する場合、甲は、甲の定める当該サービスの約款に基づき入居者と個別に契約を締結し、当該入居者（以下「利用者」といいます。）に当該サービスを提供します。その際、利用者は、甲所定のサービス料、サービス提供に必要な機器等の取付料及び付帯する工事費等を甲の請求に基づき甲に支払うものとします。

第7条（施設の維持・管理及び修復等）

加入契約の有効期間中、甲は、甲所有施設について不具合が発生した場合は、速やかに甲の費用負担により修復を行うものとします。また、乙所有施設に不具合が発生した場合は、速やかに乙の費用負担により修復を行うものとします。但し、不具合の原因が施設の所有者以外による場合は、この限りではありません。

2. 甲は、乙所有施設及び甲所有施設の維持・管理のため集合住宅及びその敷地に立ち入って定期的に必要な点検、修復を行うことができるものとします。

3. 甲は、集合住宅の付加価値について、入居者又は管理者から理解を得るために、甲のサービス内容及び集合住宅に設置した集合改修設備について、必要に応じ入居者または管理者に説明することが出来るものとします。また、乙は、甲の要請に基づき適宜必要な協力を行うものとします。

4. 甲は、次の各号のいずれかに該当する支障に関しては、乙及び利用者のいずれに対しても損害賠償の責を負わないものとします。

- (1)甲所有施設以外の故障により発生した支障
 - (2)甲が、乙所有施設及び甲所有施設の維持・管理の為に通常必要な工事を行うことによつて発生した一時的な支障
 - (3)天災・地変その他の不可抗力によつて乙所有施設又は甲所有施設が破損したことによつて発生した支障
 - (4)乙又は利用者の責に帰すべき事由により発生した支障
5. 甲は、集合住宅内に設置する集合改修設備の設置場所及び必要な電源を無償で使用できるものとします。

第8条 (特約)

本件サービスの提供にあたり、乙は、甲が集合住宅に対して行うインターネット接続サービスの提供を行うため、乙の所有する集合住宅に対してインターネット設備の設置を承諾するものとします。また、設置後の維持管理にかかる電気代については乙の負担とします。

2. 甲は、各住戸に設置するサービス提供端末を、乙または集合住宅の入居者の申し出により設置するものとします。但し、月額利用料金は、甲が設置したサービス提供端末数に拘らず双方が書面による変更の合意を行わない限り、変更しないものとします。

第9条 (中止及び解除)

乙は、月額利用料の支払いを遅滞した場合、支払期日の翌日からその完済に至るまで年率14.5%の遅延損害金を加算して甲に支払うものとします。

2. 乙が月額利用料の2ヶ月分以上の支払いを滞納した場合には、甲は、甲のサービスの提供を中止して、加入契約を解除できるものとします。

第10条 (有効期間、契約解除後の扱い)

加入契約の有効期間は、課金開始日から別途定める最低利用期間の期日までとし、期間満了の3ヶ月前までに乙又は甲が相手方に対し書面をもって加入契約を終了する旨の通知をしない場合は、自動的に1年間延長するものとし、以降も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、乙及び甲は、協議の上、合意により加入契約を解除することが出来るものとします。但し、乙は、乙の都合による合意解除の場合は月額利用料の3ヶ月分を、また地上波デジタル放送の受信について甲所有施設を利用しない方法へ変更する場合は有効期間満了までの残余期間に応じて別途料金表に定める違約金を、甲に速やかに支払うものとします。但し、対象集合住宅が滅失した場合は、甲乙別途協議するものとします。

3. 甲は、加入契約が解除された場合、解除日をもって利用者に対し甲のサービスの提供を中止し、速やかにSTB等の撤去、回収を行うものとします。その際、乙及び甲は、事前に協力のうえ、利用者に対し、解除による甲のサービスの中止、STB等の撤去、回収などの周知を行い、遺漏なきよう対応するものとします。

また、乙は加入契約の有効期間の経過の有無にかかわらず別途料金表に定める撤去工事費

を甲に支払うものとします。

4. 加入契約が解除された場合、甲と利用者の契約については協議によりその取り扱いを決定するものとします。

第 11 条（個人情報の保護）

甲は、乙の個人情報を別途オンライン上に提示する「プライバシーポリシー (https://www.tv-tcatv.jp/privacy_policy_new.html)」に基づき、適切に取り扱います。

2.甲は、乙の個人情報を、甲および TOKAI グループ各社（以下、甲および TOKAI グループ各社を合わせて「TOKAI グループ各社」といいます）における次の利用目的のために利用します。

【商品・サービス等の提供】

- ・ TOKAI グループ各社の各種商品・サービス等のご提供
- ・ TOKAI グループ各社のアフターサービス等の乙サポート
- ・ TOKAI グループ各社の乙からのご相談・お問い合わせへの対応

【乙への提案】

- ・ TOKAI グループ各社の各種商品・サービス、キャンペーン、イベント等のご案内
- ・ TOKAI グループ各社提携先 *1 の各種商品・サービス等のご案内
- ・ TOKAI グループ各社のご優待特典および会員サービス等のご案内やご提供

【商品・サービス等の安定性の確保】

- ・ TOKAI グループ各社の各種商品・サービス等の運用・保守
- ・ TOKAI グループ各社の各種商品・サービス等における不正契約・不正利用・不払いの防止や発生時の対策

【各種調査・分析】

- ・ TOKAI グループ各社の新商品・新サービスの開発、ならびに各種商品・サービスの品質改善のための調査・分析

乙の趣味嗜好に応じた乙への提案・マーケティングのための調査・分析

なお、上記以外の目的のうち、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報を利用する場合には、都度、その利用目的を明確にし、乙から事前の同意を得ます。

*1 TOKAI グループ各社の販売代理店、取次店、紹介店、または TOKAI グループ各社が販売代理店、取次店、紹介店となる相手方をいいます。

第 12 条（債権譲渡）

乙は、甲が甲の有する乙に対する債権を第三者に譲渡することがあることを予め承諾するものとします。

第 13 条（管轄裁判所）

乙及び甲は、本契約に関する一切の訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 14 条（権利の継承等）

乙が集合住宅の所有権を第三者に譲渡した場合、乙の契約上の地位は当該第三者に継承されます。

2. 乙は、第三者への継承にあたり、事前にその旨を、書面にて速やかに甲に通知するものとします。

3. 乙は、当該第三者との譲渡契約又はこれに準ずる契約に、加入契約の内容を明記し、当該第三者はこれを承認するものとします。

第 15 条（付帯事項）

乙、甲間にて加入契約締結以前に締結された集合住宅に関する契約については、加入契約の有効期間中においては、加入契約を優先して適用します。

第 16 条（約款の変更と廃止）

甲は、関係法令の制定・改廃、社会情勢の変化、乙及び利用者に対する甲のサービスの向上等の事情により、適宜、本約款の全てもしくは一部を変更もしくは廃止し、又は新たな本約款を制定することがあります。これらの場合、甲が提供する甲のサービスの内容及び料金その他の条件は、変更又は新たに制定された本約款の内容に従うものとします。

2. 甲は、本約款の変更、廃止又は新たな本約款の制定を行う際に、これによって乙が影響を受ける場合には、事前にその内容を通知するものとします。

第 17 条（協議事項）

本約款に定めのない事項又は加入契約に関し疑義が生じた場合は、乙及び甲は、誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとします。

附則この約款は、2026年2月1日より適用します。